

令和5年第1回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和5年2月17日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	2
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	3
同意第 1 号	監査委員の選任について	4
議案第 1 号	令和 4 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	5

■報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

財物事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和4年12月16日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町 [REDACTED]
概 要	令和4年7月27日、窪川中学校ソフトボール部の活動中にボールが防球用ネットを飛び越えたため、近隣住宅の波板屋根の一部を破損したものです。
損 害 賠 償 額	35,860 円 内訳（修理費用、町の過失割合10割）
相 手 方	四万十町 [REDACTED]



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
 第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
 1 （略）
 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
 3～6 （略）

■報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

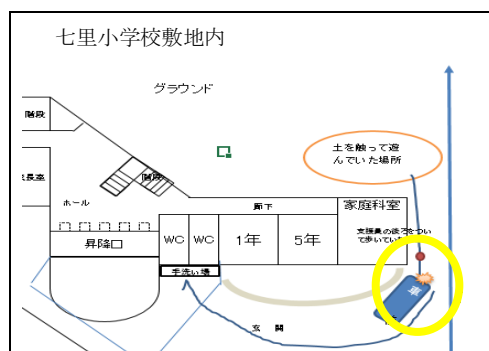
【要旨】

財物事故の損害について、相手方との示談が成立したため、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項に基づく賠償額を決定し、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和4年12月20日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町七里 1214 番地 七里小学校敷地内
概 要	令和4年11月14日午後2時頃、七里小学校敷地内において、児童がグラウンドの土が付着した状態の手で駐車中の車に触れたため、車両を傷つけたもの。
専決処分日	令和4年12月20日
損害賠償額	73,549円 内訳（修理費用、町の過失割合10割）
相 手 方	四万十町

〔事故発生現場〕



〔損傷部位〕



【根拠法令】

国家賠償法（抜粋）

（公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権）
 第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 2 （略）

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）
 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。
 1 （略）
 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの
 3～6 （略）

■報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

本町が管理する自動車による物損事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定に基づき、令和5年2月1日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町米奥 582 番地 南方約 60 メートル先路上
概 要	令和4年12月15日午後3時頃、米奥 582 番地先のT字路交差点で、本町職員が運転する公用車が左折中に直進車と衝突し、相手方の車両が損傷したもの。
損 害 賠 償 額	125,576 円 内訳 (車両修理費用、町の過失割合 8 割、相手方の過失割合 2 割)
相 手 方	四万十町 

〔事故発生現場〕



〔損傷部位：車両の側面〕



【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分） 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。
--

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。 1 （略） 2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの 3～6 （略）

■同意第1号 監査委員の選任について

【要旨】

監査委員1人の任期が令和5年2月10日をもって満了したことに伴い、新たな委員として「緒方 正綱」氏を選任することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

【選任しようとする者】

氏 名	緒方 正綱 (おがた まさつな)
住 所	四万十町香月が丘
生 年 月 日	

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

（選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とする。

（任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【要旨】

現在、国は安全・安心で利便性の高いデジタル社会実現のため、マイナンバーカード（以下「カード」といいます。）の普及を進めており、四万十町も連携して取り組んでいます。

本年度は、町の施策として、カードの普及促進とコロナ禍や物価高騰の影響を受けている町民生活を支援するため、カード保有者及び新規取得者に対して一人当たり3万円分の四万十町商工会商品券の配布事業を計画し、カード交付率80%を目標とした事業予算の議決を経て、昨年9月から取り組みを強化したところです。

その後、国の方針として、現在使用されている「紙の健康保険証」を2024年秋に原則廃止してカードに一本化することや、紙の健康保険証を使った場合の患者負担を引き上げる方向で調整することが明らかにされたことなどの影響もあり、本町のカード申請者数は急増し、本年1月には延べ1万2千人を超え、当初の目標値はおおむね達成された状況となっています。

今後、町としては、町民の利便性向上と将来的な負担軽減を図るため、できる限り早期のカード取得と健康保険証としての利用登録等にご協力をいただきたく、未申請者への勧奨のほか、申請・受取り・交付手続きの休日対応なども行いながら、より一層のカードの普及に取り組めます。

このような状況から、令和5年3月末までにカードを申請いただいた町民に、もれなく商品券を配布できるよう、直近のカード未申請者約3,000人のうち2,300人が申請するものと見込み、商品券購入費の不足分を追加計上するものです。

【補正内容】

令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【新型コロナウイルス対応関連事業一覧及び事業概要】

別紙のとおり

新型コロナウイルス対応関連事業一覧

単位：千円

事業区分	事業名	事業費					
		補正前		補正額		補正後	
			うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額
Ⅰ	感染拡大防止策と医療提供体制の整備	165,871	550	0	0	165,871	550
	保育環境改善等事業	1,100	550			1,100	550
	新型コロナワクチン接種事業	164,771	0			164,771	0
Ⅱ	雇用の維持と事業の継続	230,834	230,834	0	0	230,834	230,834
	新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行支援事業	2,534	2,534			2,534	2,534
	介護保険等サービス事業所物価高騰緊急支援給付金事業	5,550	5,550			5,550	5,550
	障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急支援給付金事業	1,000	1,000			1,000	1,000
	医療機関等物価高騰緊急支援給付金事業	6,510	6,510			6,510	6,510
	事業者経営支援事業	50,000	50,000			50,000	50,000
	雇用労働継続支援助成事業	74,669	74,669			74,669	74,669
	公衆浴場物価高騰緊急支援給付金事業	3,500	3,500			3,500	3,500
	肥料価格高騰対策緊急支援給付金事業	34,500	34,500			34,500	34,500
	粗飼料価格高騰対策緊急支援給付金事業	52,071	52,071			52,071	52,071
	修学旅行中止等に伴う保護者負担支援事業	500	500			500	500
Ⅲ	経済活動の回復	748,412	85,945	60,000	0	808,412	85,945
	町民生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券事業	401,653	0	60,000	0	461,653	0
	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	41,916	0			41,916	0
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業	185,000	0			185,000	0
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業	13,880	0			13,880	0
	家計応援商品券事業	85,945	85,945			85,945	85,945
	ネット利活用特産品情報発信・販売事業	14,418	0			14,418	0
	松葉川温泉魅力化推進事業	5,600	0			5,600	0
Ⅴ	新たな日常への取組	36,489	36,489	0	0	36,489	36,489
	ICT教育推進事業	36,489	36,489			36,489	36,489
計		1,181,606	353,818	60,000	0	1,241,606	353,818

【参 考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付見込額

令和4年度予算計上可能額(※)	372,625
限度額 - 予算計上額	18,807

(※) 当初限度額 1億8,683万1千円 + 追加交付分 1億1,207万8千円
+ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 7,371万6千円

令和4年度 2月補正予算資料

(政策的主要事業等の概要説明資料)

単位：千円

会 計 名		一般会計					款	2	項	3	目	1	目名	戸籍住民基本台帳費													
事 業 名		町民生活支援・マイナンバーカード取得促進 商品券事業										所管課名		町民課													
新・継		財 源					内 訳					歳	出 予 算 内 訳														
継		予 算 額										節	予算書頁	ページ ～ ページ													
		国 県 地 方 債 そ の 他 一般財源										7	生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券代 60,000														
既決		401,653 0 0 0 0 401,653																									
今回		60,000																									
計		461,653 0 0 0 0 461,653																									
■ 事業の目的(趣旨) 行政デジタル化の基盤となるマイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及促進とコロナ禍の影響を受けた町民の生活支援のため、カード保有者及び新規取得者に対して1人当たり30,000円分の四十町商工会商品券を配布する。 ■ 補正内容(概要)等 別添資料 頁 あり 【既決予算内訳】 - 商品券購入費 30,000円×13,172人=395,160千円 - 商品券郵送費等の事務費 6,493千円 ※対象人数はカード交付率80%を目標として設定 【補正予算内訳】 直近の未申請者約3,000人のうち2,300人が申請すると見込み（申請率約95%）、商品券代の不足分を追加計上 - 商品券購入費 30,000円×2,000人=60,000千円 全体計画等 商品券配布対象者の要件は、次のいずれかに該当する者 ①令和4年9月1日現在でカードを保有している町民 ②令和5年3月31日までにカードの交付を申請した者で、本町からカードの交付を受けた者（①に該当する者を除く。） <table><tr><th>令2</th><th>令3</th><th>令4</th><th>令5</th><th>令6</th><th>計</th></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>461,653</td><td>0</td><td>0</td><td>461,653</td></tr></table>														令2	令3	令4	令5	令6	計	0	0	461,653	0	0	461,653	新型コロナウイルス感染症対応事業 Ⅲ 経済活動の回復	
														令2	令3	令4	令5	令6	計								
														0	0	461,653	0	0	461,653								
歳 入 「 特 定 財 源 」 内 訳																											

新型コロナウイルス感染症対応事業
Ⅲ 経済活動の回復

【参考資料】

四万十町におけるマイナンバーカードの申請等状況

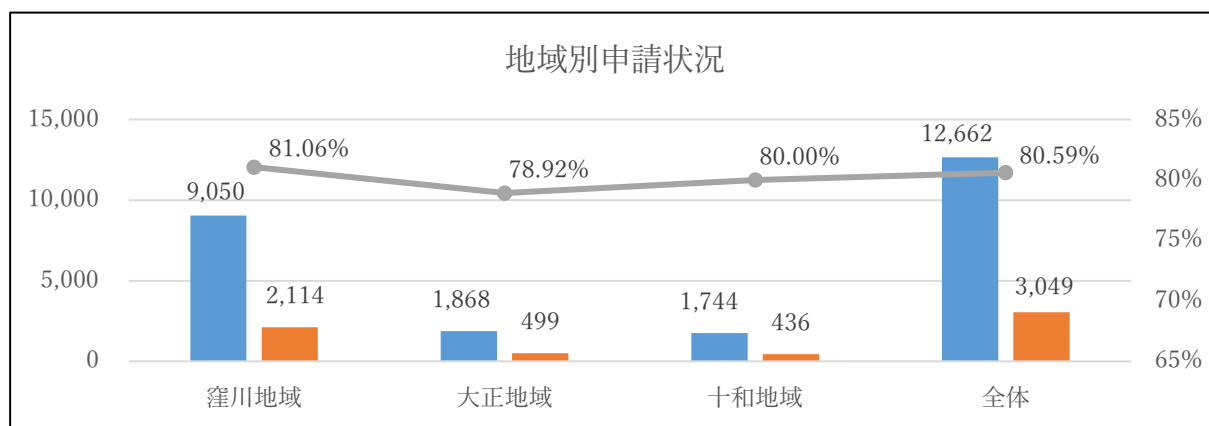
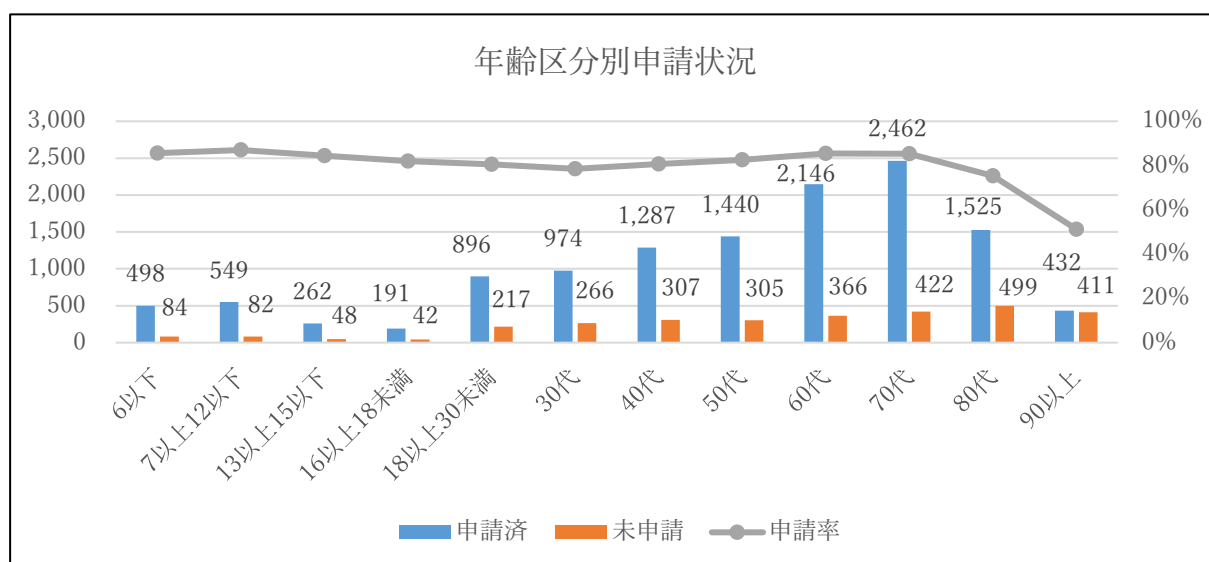
1. 総務省公表値

算定時点	人口	申請件数	人口に対する 申請件数率	申請件数率の 全国順位	交付枚数率 (全国平均)
R4. 7. 31	16,465 人 (R3. 1. 1 時点)	4,609 件	27.99%	1,730／1,741	25.0% (45.9%)
R5. 1. 31	16,107 人 (R4. 1. 1 時点)	12,811 件	79.54%	58／1,741	69.9% (60.1%)

※直近3か月の申請件数伸び率 1月：6.30% 12月：9.76% 11月：11.74%

※申請件数には死亡及び転出者を含む。

2. 町集計値 (R5. 1. 31 現在の概数)



※各表中の数値には死亡及び転出者を含まない。

各種基金の状況（全会計）

単位：千円

会計区分	基金名		令和3年度 末残高 A	令和		4年度			令和4年度 末残高見込 G (A+F)
				積立額		取崩額 D	歳計剰余 金処分 E	計 (年度中増減) F (B+C-D+E)	
				利子積立 B	予算積立 C				
一般会計	積立基金	財政調整基金	4,420,704	7,137		(60,000) 455,000	289,000	(▲ 60,000) ▲ 158,863	(▲ 60,000) 4,261,841
		減債基金	1,155,356	907		19,500		▲ 18,593	1,136,763
		その他特定目的基金	7,179,225	4,039	1,653,162	1,777,471		▲ 120,270	7,058,955
		施設等整備基金	1,560,450	1,233	27,720	108,900		▲ 79,947	1,480,503
		ふるさと創生基金	134,434	135				135	134,569
		地域振興基金	25,001	26				26	25,027
		地域福祉基金	277,821	195		24,800		▲ 24,605	253,216
		中山間ふるさと水と土保全基金	22,867	23				23	22,890
		農業集落排水事業振興基金	6,834	5				5	6,839
		新しい町づくり基金	21,596	16		10,900		▲ 10,884	10,712
		合併特例債まちづくり基金	1,618,500						1,618,500
		ふるさと支援基金	2,676,337	1,874	1,307,600	1,398,771		▲ 89,297	2,587,040
		園芸作物価格安定基金	85,000						85,000
		過疎地域持続的発展特別事業基金	433,148	248	187,174	91,100		96,322	529,470
		防災まちづくり基金	245,007	169		29,300		▲ 29,131	215,876
		学校施設等整備基金	11,870	9	500			509	12,379
		森林環境整備基金	30,760	106	130,168	111,300		18,974	49,734
		奨学金返還支援基金	29,600			2,400		▲ 2,400	27,200
		積立基金計	12,755,285	12,083	1,653,162	2,251,971	289,000	(▲ 60,000) ▲ 297,726	(▲ 60,000) 12,457,559
	計	定額運用基金							
		土地開発基金	213,859	167				167	214,026
		奨学資金貸付基金	121,661	43	1,000			1,043	122,704
		県証紙基金	693						693
定額運用基金計		336,213	210	1,000			1,210	337,423	
一般会計合計		13,091,498	12,293	1,654,162	(60,000) 2,251,971	289,000	(▲ 60,000) ▲ 296,516	(▲ 60,000) 12,794,982	
特別会計	国保	国保財政調整基金	187,533	193		47,000		▲ 46,807	140,726
		国保高額医療費貸付基金	10,587	9				9	10,596
	診療所	大正診療所財政調整基金	0						0
		十和診療所財政調整基金	0						0
	介護	介護財政調整基金	229,615	152			55,000	55,152	284,767
		特養	特別養護老人ホーム窪川荘基金	77,947	90		71,376		▲ 71,286
	特別養護老人ホーム四万十荘基金		0						0
	特別会計合計		505,682	444		118,376	55,000	▲ 62,932	442,750
	基金総合計		13,597,180	12,737	1,654,162	(60,000) 2,370,347	344,000	(▲ 60,000) ▲ 359,448	(▲ 60,000) 13,237,732

注) 上段()書きは今回補正額